

千葉県報

定例
令和7年6月6日

主要目次

告示	道路区域の変更（二件）	一
公告	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	一
公告	家畜商講習会の開催	二
公告	指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調書の縦覧	二
公告	特定調達公告	二
公告	入札公告（二件）	三
公告	落札者等の公告（三件）	一〇

告示

千葉県告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び葛南土木事務所において、令和七年六月六日から三週間、縦覧に供する。

令和七年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 道路の種類 県道
- 路線名 市川印西線
- 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
船橋市藤原五丁目三七二番一地先から三九一番一地先まで	前 後	八・六三メートルから 八・七八メートルまで 八・六三メートルから 九・六九メートルまで	三六・八五メートル 三六・八五メートル

千葉県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和七年六月六日から三週間、縦覧に供する。

令和七年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 道路の種類 県道
- 路線名 成田下総線
- 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
成田市大室字和田戸五四五番四地先から三三九番一地先まで	前 後	六・一三メートルから 十二・四四メートルまで 六・一三メートルから 一六・三一メートルまで	三六・七六メートル 三六・七六メートル

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年六月六日から十月六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年六月六日から十月六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス佐倉臼井店
佐倉市臼井字宿内二三番ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

第 1 4 0 4 7 号			千 葉 県 報	令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）	
一 開催日時	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 口 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号			3	大規模小売店舗の新設をする日 令和八年一月十五日
	大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、三五〇平方メートル			4	大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、三五〇平方メートル
	駐車場の収容台数 四五台			5	駐車場の収容台数 四五台
	駐輪場の収容台数 九台			6	駐輪場の収容台数 九台
	荷さばき施設の面積 七一平方メートル			7	荷さばき施設の面積 七一平方メートル
	廃棄物等の保管施設の容量 一四立方メートル			8	廃棄物等の保管施設の容量 一四立方メートル
	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで			9	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで
	駐車場の自動車の出入口の数 二か所			11	駐車場の自動車の出入口の数 二か所
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで			12	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
	届出年月日 令和七年五月十四日			二	届出年月日 令和七年五月十四日
	縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市経済環境部商工振興課			三	縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市経済環境部商工振興課
	家畜商講習会の開催 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習 会を次のとおり開催する。 令和七年六月六日			家畜商講習会の開催 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習 会を次のとおり開催する。 令和七年六月六日	
千葉県知事 熊 谷 俊 人			千葉県知事 熊 谷 俊 人		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
一 届出事項			一 届出事項		
1 発起人の住所及び氏名 木更津市中央三丁目一四番一号 新木更津市漁業協同組合			1 発起人の住所及び氏名 木更津市中央三丁目一四番一号 新木更津市漁業協同組合		
その一			その一		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
千葉県知事 熊 谷 俊 人			千葉県知事 熊 谷 俊 人		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		
令和七年六月六日			令和七年六月六日		

木更津市牛込四六一番地一 兼古 岩雄 木更津市貝渚二丁目七番九号 鈴木 誠 2 加入区 新木更津市加入区 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 新木更津市漁業協同組合 二 指定漁船調書の縦覧 1 縦覧期間 令和七年六月十日から二十四日まで 2 縦覧場所 新木更津市漁業協同組合 その二 一 届出事項 1 発起人の住所及び氏名 富津市富津二、二〇一番地 佐久間 國治 富津市富津二、〇三五番地七四 富津漁業協同組合 富津市大堀一、二三〇番地 小泉 敏 富津市富津二、四三〇番地一 新富津漁業協同組合 2 加入区 新富津加入区 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 富津漁業協同組合 新富津漁業協同組合 二 指定漁船調書の縦覧 1 縦覧期間 令和七年六月十日から二十四日まで 2 縦覧場所 富津漁業協同組合 新富津漁業協同組合		令和7年6月6日 千葉県知事 熊谷 俊人 1 入札に付する事項 (1) 工事名 水産総合研究センター再編整備種苗生産研究所（富津生産開発室）機械設備等改修工事 (2) 工事場所 富津市小久保 (3) 工期 令和9年7月30日まで (4) 工事の概要 ア 目的 千葉県が行っている海産魚類の種苗生産業務を集約化するため、千葉県水産総合研究センター種苗生産研究所富津生産開発室において、機械設備等の改修工事を行う。 イ 構造等 魚類飼育棟Ⅲ 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 1,884.74㎡ 外7棟 ウ 概要図 別に配付する工事概要図（平面図等を含む。）のとおり (5) 主要資材 生物ろ過槽、紫外線殺菌装置、泡沫分離装置、FRP製水槽、取水ポンプ、循環ポンプ、緑色LED照明 (6) 予定価格 落札者決定後、公表する。 (7) 入札方式 この工事は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（事後審査Ⅱ型）により入札を執行する工事である。 また、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。 (8) その他 ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。 イ この工事は、千葉県営繕工事週休2日促進工事業実施要領（令和3年1月6日制定）に基づき、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。 2 入札に参加する者に必要な資格 この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。 (1) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項 ア 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。	
--	--	---	--

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。〕

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

イ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有するものであること。 ウ 代表者の出資比率は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の出資比率であること。 エ 共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2者で構成する共同企業体のときは30パーセント以上、3者で構成する共同企業体のときは20パーセント以上であること。 オ 共同企業体の各構成員は、共同企業体協定書を締結しなければならない。 カ 共同企業体の構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。 キ 千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成7年11月7日制定）に基づき資格者名簿に登録された経常建設共同企業体は、共同企業体の構成員になることはできない。 （2）共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項 ア 千葉県における機械器具設置工事に係る入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められていること。 イ 機械器具設置工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める特定建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績のある者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日制定）に基づく指名停止措置を、この工事の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の時までの間、受けていないものであること。 ウ 代表者は、過去15年間（平成22年4月1日から令和7年6月6日まで）に、水処理に係る機械器具設置工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）として施工した実績があること。 エ 機械器具設置工事に係る経営事項審査の総合評定値（一般競争入札参加資格確認申請書の提出時において有効なものに限る。）が78.3点以上であること。ただし、官公需適格組合である事業協同組合にあっては、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された機械器具設置工事に係る客観点数が78.3点以上であること。 オ 工場における設備の製作等の工事場所において工事を行わない期間を除き、機械器具設置工事における建設業法第15条第2号イ又はロに該当する資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者をこの工事に配置できるものであること。 カ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 （ア）この工事に係る設計業務等の受託者	商号 パシフィックコンサルタンツ株式会社 所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 （イ）当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者 a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者 キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 ク 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。 ケ この工事の入札日から起算して6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。 コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。 サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。 3 総合評価に関する事項 （1）総合評価の方法 ア 評価方式は、標準型とする。 イ 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を50点とする。 ウ 「加算点」の算出方法は、（2）アの表の評価項目に基づき評価を行った結果得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち最も高い者に50点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。 エ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」とウによって得られる「加算点」との合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。 （2）価格以外の評価点の算定方法 ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準 <table><tr><th>評価項目</th><th>配点</th><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr><tr><td>（1）技術提案（個別 テーマの施工計画）</td><td>24点</td><td>課題に対して現地条件を踏まえており適切で</td><td>各10点</td></tr><tr><td>運転管理又は維持管</td><td>10点</td><td>優れている。</td><td></td></tr></table>	評価項目	配点	評価基準	評価点	（1）技術提案（個別 テーマの施工計画）	24点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で	各10点	運転管理又は維持管	10点	優れている。	
評価項目	配点	評価基準	評価点										
（1）技術提案（個別 テーマの施工計画）	24点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で	各10点										
運転管理又は維持管	10点	優れている。											

理への配慮に関する提案について (2) 工事全般の施工計画 本工事における施工上配慮すべき事項の具体的な提案について (配点は 1 項目につき 1 2 点を与える。)			課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。		各 5 点
			課題に対して現地条件を踏まえており適切である。		各 0 点
	各 2 点	総合的な観点から評価	総合して優れる。	総合して可。	各 2 点
	不適切である（白紙、不提出又は法令違反の記載）。				無効

イ 上記に定めのない事項に関する評価点の算定に当たっては、千葉県総合評価方式ガイドライン（令和 7 年 4 月）に基づき行うものとする。

(3) 評価内容の担保
「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に記載された内容について、履行状況に関する検査を行う。
受注者の責めにより評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として 3 点減ずるものとする。
なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

4 入札及び開札の日時、場所等
入札参加者は、入札書を所定の期日内に提出すること。

(1) 入札書受付期間
令和 7 年 7 月 1 7 日（木曜日）午前 9 時から 1 8 日（金曜日）午後 5 時までに電子入札システムにより提出すること。郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による場合は、同日午後 5 時を受領期限とする。なお、電報又はファクシミリによる入札は、認めない。

(2) 郵送による場合の入札書の提出場所
〒 2 6 0 - 8 6 6 7 千葉県中央区市場町 1 番 1 号 千葉県農林水産部水産局漁業資源課栽培漁業班 電話 0 4 3（2 2 3）3 0 3 5

(3) 開札日時（1 回目）
令和 7 年 7 月 2 3 日（水曜日）午後 2 時に電子入札システムにより行う。

(4) 落札者決定通知日（予定）
令和 7 年 8 月 4 日（月曜日）

ただし、入札参加資格の事後審査の手続により延期する場合がある。

5 共同企業体入札参加資格審査申請及び協定書に関する事項
この工事の入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出し、資格者名簿に記載されなければならない。

(1) 提出期間等
ア 期間 令和 7 年 7 月 8 日（火曜日）から 1 0 日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
イ 時間 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
ウ 場所 4（2）に示す場所
エ 提出部数 共同企業体の構成員が 2 者の場合は 4 部、3 者の場合は 5 部。
オ 協定書の編冊は袋とし、共同企業体の構成員の印鑑をもって、割印すること。

(2) 資格者名簿への登載通知
令和 7 年 7 月 1 6 日（水曜日）に郵便をもって通知する。

6 入札参加資格の確認等
この工事の入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を下記により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出期間以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は、認めない。

(1) 電子入札システムを利用する者は、令和 7 年 7 月 1 1 日（金曜日）午前 9 時から 1 5 日（火曜日）午後 5 時までに資格確認資料を電子入札システムにより提出すること。

(2) 電子入札システムを利用できない者は、資格確認資料を郵送又は託送（書留郵便と同等のものに限る。以下同じ。）により提出すること。
ア 提出期間 令和 7 年 7 月 1 1 日（金曜日）から 1 5 日（火曜日）まで（同日午後 5 時までに必着のこと。）
イ 提出場所 4（2）に示す場所
ウ 提出部数 2 部

(3) 資格確認資料の様式
千葉県県土整備部建設・不動産業課のホームページからダウンロードして用いること。

(4) 競争参加資格確認通知書の発行
令和 7 年 7 月 1 6 日（水曜日）に電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、同日付けで郵便をもって通知する。

なお、この手続については、事後審査Ⅱ型において、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認するものではない。

7 技術資料の提出

この工事の入札に参加を希望する者は、技術資料を下記により提出しなければならな

なお、提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は、認めない。

- (1) 電子入札システムを利用する者は、令和7年7月17日（木曜日）午前9時から18日（金曜日）午後5時までに技術資料を電子入札システムにより提出すること。
- (2) 電子入札システムを利用できない者は、技術資料を郵送又は託送により提出すること。

- ア 提出期間 令和7年7月17日（木曜日）から18日（金曜日）まで（同日午後5時までに必着のこと。）
- イ 提出場所 4（2）に示す場所
- ウ 提出部数 2部（電子データを収納したCD－R等の記録媒体を併せて提出すること。）

- (3) 技術資料の様式
千葉県県土整備部建設・不動産業課のホームページからダウンロードして用いること。

8 契約条項等を示す場所

この工事に係る入札説明書、契約書案、特定調達契約入札約款、設計図面及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の縦覧及び交付を次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間 令和7年6月6日(金曜日)から7月16日(水曜日)まで(県の休日を除く。)

- (2) 縦覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(3) 縦覧場所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県農林水産部
水産局漁業資源課 電話043(223)3035

- (4) 縦覧の申込み 入札説明書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。希望日を考慮して、縦覧日時を指定する。

- (5) 入札説明書等の交付 希望者に、次により入札説明書等を無償で交付する。ただし、希望者は未使用のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。

- ア 申込先及び交付場所 (3) に示す場所
イ 申込方法 希望者は、令和7年6月6日(金曜日)から7月16日(水曜日)まで(県の休日を除く。)に、電話により申し込むこと。

- ウ 交付期間 令和7年6月6日（金曜日）から7月16日（水曜日）まで（県の休日を除く。）
- エ 交付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (6) 入札説明書等に対する質問 入札説明書等に対する質問がある場合は、入札説明書等とともに配付された様式により質問に関する書類を作成した上、これらの書類に係る電子データを収納したＣＤ－Ｒ等の記録媒体及び電子データを印字した書類を千葉県農林水産部水産局漁業資源課長宛てに郵送又は託送により提出すること。

- ア 提出期限 令和7年6月19日（木曜日）まで（同日午後5時までに必着のこと。）
- イ 提出先 （3）に示す場所
- 質問に対する回答は、令和7年7月9日（水曜日）午後5時までにちば電子調達システムの入札情報サービスに掲載し回答する。

- 9 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債若しくは千葉県債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- 10 入札書の金額
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 入札に際し、工事費内訳書を電子入札システム（フアイル容量は、3.0MB以内）に収めること。）又は郵送若しくは託送により提出すること。また、再度入札を行う場合も、再度入札の額に応じた工事費内訳書を添付すること。

なお、工事費内訳書には、原則として、県の定めた様式を使用するものとする。ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることができるが、この場合は次の事項が記載されていることを要する。

- ア 入札参加者名、工事名及び工事場所
イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額
ウ 記載を要する項目については、次の表のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、更に項目の詳細を記載することは、差し支えないものとする。

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで

令和7年6月6日（金曜日）	
報	以内に、書面により千葉県農林水産部水産局漁業資源課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県農林水産部水産局漁業資源課長は、説明を求められた日から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。
	（3）再苦情の申立てについては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月25日制定）によるものとする。
張	19 その他
	（1）資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。
葉	（2）現場説明会は、実施しない。
	（3）資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
県	（4）必要に応じて「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に関するヒアリングを実施する。
	（5）提出された資格確認資料及び技術資料を公表し、又は無断で使用することはしない。
第	（6）工期は、事情により変更することがある。
	（7）入札参加者は、特定調達契約入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
1	（8）落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
	（9）低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金の額の10分の3以上とする。
号	（10）低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金の額の10分の2以内とする。
	（11）低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去2年以内に竣工した工事等に関して、次に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を1名現場に配置することとする。
第	ア 6.5点未満の工事成績評価を受けた者
	イ 工事完成検査等において、補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると発注者に認められた者
1	ウ 発注者から、工事目的物の全部又は一部の引渡し後、当該工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合していないとして、工事請負契約に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、代金の減額又は損害賠償を請求された者
	エ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者
4	オ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者
	（12）契約締結時期

ア この工事の契約は、千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年千葉県条例第2号）第2条に該当するもの（予定価格5億円以上の工事又は製造の請負に係る契約）であり、千葉県議会の議決を要する。

イ 落札者の決定後、7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に仮契約を締結しなければならず、議会の可決があったときに本契約として効力を生ずる。

ウ 本契約までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定による参加資格の制限又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置を受けた場合には、仮契約後であっても契約を締結しない。

（13）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（14）2（2）アに掲げる認定を受けていない者も6により資格確認資料を提出することができ、落札決定において、当該資格の認定を受け、かつ、6の確認を受けていなければならない。

（15）その他詳細は、入札説明書による。

20 問合せ先

千葉県農林水産部水産局漁業資源課
住所 千葉市中央区市場町1番1号
電話 043（223）3035

21 Summary

（1）Official in charge of disbursement of the procuring entity: Toshinito Kumagai, Governor of Chiba Prefecture

（2）Subject matter of the contract: Repair of machinery and equipment for the Fry Production and Research Institute of the Chiba Prefecture Fisheries Research Center .

（3）Time-limit for submitting the joint venture bid qualification examination application and agreement: 5:00 PM, July 10, 2025

（4）Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M., July 15, 2025

（5）Time-limit for the submission of technical documents: 5:00 P.M., July 18, 2025

（6）Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5:00 P.M., July 18, 2025 (tenders submitted by mail 5:00 P.M., July 18, 2025)

（7）Contact point for tender documentation: Fishery Resources Division, Bureau of Marine Industries, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3035

千葉県知事 熊谷俊人

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年6月6日

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 小型貨物自動車1500ccほか（県土整備政策課） 24台（下取車23台有り）

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限 令和8年3月6日

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は契約希望金額（課税事業者は消費税及び地方消費税を含んだ金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるように用いる計算上算出された金額）を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(6) 仕様書に示す規格に適合する物品を納入できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8667 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部管財課調達指導班 電話043（223）2211

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和7年6月6日から7月3日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和7年7月17日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和7年7月17日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 令和7年7月18日午前10時 千葉県庁中庁舎6階総務部管財課入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認

ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和7年7月3日午後5時

(イ) 提出先 3（2）電子入札システムのURLに同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和7年7月3日午後5時

(イ) 提出場所 3（1）に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内

（金曜日）令和7年6月6日		で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。	システム課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月7日 ④富士通Japan株式会社千葉・茨城公共ビジネス部 千葉市中央区新町3番地13 ⑤125,942,960円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
		(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。	その4
		(9) その他 詳細は入札説明書による。	①給与システム教員給与の見直しに伴う改修業務委託 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局情報システム課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月7日 ④富士通Japan株式会社千葉・茨城公共ビジネス部 千葉市中央区新町3番地13 ⑤106,667,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
		5 Summary	その5
		(1) Nature and quantity of the products to be purchased: small truck 1500cc etc. (Land Development Policy Division), 24 units (23 vehicles available for trade-in)	①給与システム在宅勤務等手当の新設に伴う改修業務委託 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局情報システム課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月7日 ④富士通Japan株式会社千葉・茨城公共ビジネス部 千葉市中央区新町3番地13 ⑤43,780,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
		(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 17 July, 2025	その6
		(3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2211	①給与システム子ども・子育て支援金制度の創設に伴う改修業務委託 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局情報システム課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月7日 ④富士通Japan株式会社千葉・茨城公共ビジネス部 千葉市中央区新町3番地13 ⑤96,707,600円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
県 報		落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年6月6日	その7
県 報		千葉県知事 熊 谷 俊 人	①給与システム運用保守業務委託 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局情報システム課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月8日 ④富士通Japan株式会社千葉・茨城公共ビジネス部 千葉市中央区新町3番地13 ⑤55,831,160円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第1条第1項第2号
県 報		〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項	その8
県 報		その1 ①庶務共通事務処理システム等機器等賃貸借 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局情報システム課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月3日 ④富士電機ITソリューション株式会社 東京都千代田区外神田六丁目15番12号 ⑤1,159,150,080円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年2月21日	①庶務共通事務処理システム維持管理業務委託 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局情報システム課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月9日 ④富士電機ITソリューション株式会社 東京都千代田区外神田六丁目15番12号 ⑤59,908,200円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
第14047号		その2 ①千葉県総合サーバ賃貸借及び運用管理業務（その3） 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局情報システム課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月1日 ④NECキヤピタルソリューション株式会社千葉支店 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ⑤172,546,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号	その9
		その3 ①財務情報システム運用保守業務委託 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局情報	①総合文書管理システム維持管理業務委託 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局

第 1 4 0 4 7 号		情報システム課 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 ③令和 7 年 4 月 1 0 日 ④富士電機 I T ソリューション株式会社 東京都千代田区外神田六丁目 1 5 番 1 2 号 ⑤5 7, 3 3 0, 3 2 8 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 2 号 その 1 0 ①千葉県生成 A I 利用サービス提供業務 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局情報システム課 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 ③令和 7 年 4 月 3 0 日 ④東日本電信電話株式会社 千葉市中央区富士見一丁目 1 2 番 1 7 号 ⑤3 7, 2 2 1, 4 4 4 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 2 号	学習指導課 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 ③令和 7 年 3 月 2 6 日 ④三菱総研 D C S 株式会社 東京都品川区東品川四丁目 1 2 番 2 号 ⑤5 2, 8 0 0, 0 0 0 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 7 年 1 月 3 1 日
第 3 7 2 号		落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和 7 年 6 月 6 日 千葉県知事 熊 谷 俊 人 [掲載順序] ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①令和 7 年度児童虐待・DV 防止及びヤングケアラーに関する広報啓発業務委託 一式 ②千葉県健康福祉部児童家庭課 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 ③令和 7 年 4 月 1 日 ④千葉テレビ放送株式会社 千葉市中央区都町一丁目 1 番 2 5 号 ⑤3 8, 0 1 2, 8 1 0 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 3 7 2 号) 第 1 1 条第 1 項第 1 号	
令和 7 年 6 月 6 日 (金曜日)		落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和 7 年 6 月 6 日 千葉県教育委員会教育長 杉 野 可 愛 [掲載順序] ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①インターネット出願サービスシステム等提供業務 一式 ②千葉県教育庁教育振興部	

購読料
本号
一部

三六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八